

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退及び

平和的手段による早期解決を求める決議

ロシア連邦は、去る2月24日にウクライナへの軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、ウクライナ各地への攻撃により、多数の民間人にも犠牲が出るなど、世界各国から今回の事態に対し非難が相次ぎ、反戦運動は世界各地のみならず、ロシア国内でも広がっている。

国連常任理事国であるロシア連邦による軍事侵攻は、国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動であり、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事侵攻が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって本町議会は、さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界における平和と発展に資するため、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く非難するとともに、国際法にのっとり国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求め、ロシア連邦が一刻も早く停戦しウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く要求する。

令和4年3月28日

沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

ロシア連邦大統領、駐日ロシア連邦大使